

## 総務委員会「総務局」

2019年9月12日

山内 れい子

### ●公文書管理条例改正および公文書館条例について

公文書管理条例の施行から2年、現在の実施状況および改善点について、また来年開館する公文書館について質問する。

2018年度の文書総合管理システムにおける保有件数は542万件、作成・取得件数は121万件となっている。このシステムに登録された文書を「公文書件名の検索」ページから探し出し、情報公開制度を使って公開請求することができる。しかし、ここに載っているタイトルは単独の文書ごとになっており、1つのテーマをファイルにまとめているものではない。国の管理は、ファイルで行っている。

Q1：文書管理は、関連した案件のファイルごとに整理保存し、廃棄・移管する場合もファイルごとに行われるべきと考えるが、見解を伺う。

A1(総務部長)

- 事案の重要度に応じてきめ細かく保存期間を設定し、管理可能なことから、1件ごとに整理・保存。廃棄・移管も同様。
- 重要な事案の決定にあたっては、経過等を明らかにする文書を作成。意思決定の根拠や経過がわかる資料も、1件の起案文書の中に添付。

条例の第9条では、「文書検索目録」を一般の利用に供するものとして作成することになっているが、実際には目録はホームページの奥のほうにあり、内容も文書名でもないため、市民にとってはわかりにくく「一般の利用に供する」ものとは言えない。一般の人がわかるような目録をつくり、文書管理の流れがわかるようにしてほしい。

Q2：例えば、公文書管理条例をつくるまでの過程は、条例案の内部検討や専門家からの意見聴取、パブリックコメントなどがあったが、それらの記録はどのように文書として保存されているのか。また、保存期間はどうか。

A2(総務部長)

- 公文書管理条例の立案の起案文書には、外部有識者意見聴取、パブリックコメントの資料等が含まれ、全体として1件の公文書として管理、長期の保存期間を設定。

つまり、公文書管理条例の制定過程については、まとめて1つのファイル(ファイルと呼ぶかどうかは別にして)にし、保存期間を最も長い「長期」にすべてを合わせているということだ。その形式はわかりやすく、実際にはこうした管理がされていると思う。中身については、内部検討に関しても、経過がわかるように

できるだけ入れておくよう要望する。

次に、公文書の廃棄について。

**Q3**：文書廃棄にあたっては、廃棄目録を作成・公表し、パブリックコメントの実施を提案するが、見解を伺う。

**A3**（総務部長）

○ 廃棄については、「東京都公文書管理委員会」を新設し、移管や廃棄を適切に行うためのガイドラインの策定について専門的な第三者の意見をいただく。

廃棄する文書の数は膨大であるが、ファイルにまとめて整理してあれば、かなり数は減ると思われる。パブリックコメントで意見はなかなか来ないかもしれないが、透明性を確保することになると考える。

また、ガイドラインを策定することのだが、保存期間ごとの文書数をみると、1年のものが非常に多く、保有件数の22.7%、新規作成・取得件数に対しては39.8%になっている。3年までの新規文書で見ると約7割にのぼる。保存期間が短いものが非常に多いので、期間の妥当性について検討していただきたい。さらに、文書廃棄決定文書の保存期間が5年だが、国は廃棄目録を永久保存にしておき、都も同様の扱いにすべきと考える。

今回の条例改正案では、保存期間満了後の公文書を移管するか廃棄するかをあらかじめ決定することになっている。国の行政文書ファイル管理簿では、満了時の措置についても書かれている。

**Q4**：公文書を移管するか廃棄するかを選別を実施した結果を明らかにすべきと考えるが、見解を伺う。

**A4**（総務部長）

○ 今回の条例改正で、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、移管または廃棄の措置を決める。

○ 移管または廃棄の措置の状況は、都民が閲覧できるよう、件名、保存期間等と併せて、インターネットでの公開を検討。

**Q5**：改正案16条、17条で、都が出資等をしている法人および指定管理者に対して文書の適正管理を求めることになっているが、情報公開条例との関係はどうなっているのか。また、オリンピック・パラリンピック組織委員会は、都から資金も職員も拠出している組織であり、事業協力団体である。組織委員会の文書はのちに検証できるようにするため、豊洲の二の舞とならないように、交渉記録も含めて保存する必要がある。組織委員会の公文書管理はどうなっているのか、この条例改正によって適正管理を求める対象とすべきと考えるが、見解を伺う。

#### A5(総務部長)

- 今回の改正で、出資法人および指定管理者に対して、文書の適正管理を行う努力義務を新設。情報公開条例も同様。
- 条例の出資法人の範囲は、情報公開条例同様、政策連携団体の予定。
- 政策連携団体ではない、組織委員会は、本条例は適用されない。
- 組織委員会で、情報公開や文書の保管を検討。

東京 2020 大会に関するさまざまな情報は、都だけでなく組織委員会についても、意思決定過程がわかるように記録を残し、きちんと整理・保管すべきである。代表質問への答弁で、知事も組織委員会に対して「大会後、文書の保存・公開を促していく」と述べている。これまでのオリンピック・パラリンピックについては、闇の部分が多くつきまとい、文書が残っていないために経過が明らかにされなかったことがいくつも報道されている。同じ轍を踏まないように、歴史的イベントだからこそ、当事者である都が、組織委員会の文書も含めて取得し保存・管理すべきであることを重ねて申し上げておく。

新たに設置される公文書管理委員会について。

Q6：公文書管理委員会は、公文書館への移管する基準や移管された文書の利用について審議することになっているが、せつかく専門家が委員となるので、実施機関の公文書について廃棄も含めて管理状況を評価・検証する役割も担うべきと考えるがいかがか。

#### A6(総務部長)

- 公文書管理全般の状況は、「東京都公文書館池委員会」に対し報告し、専門的な見地から意見をいただく。

文書の保管について。

Q7：電子文書は、これまでの紙文書と違って場所をとらないので、多くの文書が保存可能になる。電子文書での保存が基本となると考える。紙の保管とともに電子文書の保管についてリスクへの備えはどうなっているか。実施機関および公文書館それぞれの対策を伺う。

#### A7(総務部長)

- 実施機関・公文書館の電子起案文書は、庁舎内の専用サーバで保存・管理。
- 毎日、磁気テープにバックアップ、庁舎と同時に被災しないよう遠隔地保存。

公文書館が公文書館法に基づき公の施設として条例設置となったことは、かねてから求めてきたのでよかったと思っている。

Q8：公文書館がしっかり機能していくために職員のスキルは重要である。アー

キビストの育成やスキルアップを図るため、どのような取り組みを実施しているのか。

A8(総務部長)

- 公文書館で OJT 実施、外部機関と資料保存やレファレンスなど課題について情報交換。
- 今後、職員を国立公文書館主催の専門研修に派遣、一層のスキルアップを図る。

意見) この改正で、歴史的公文書の位置づけや公文書館での利用、公文書管理委員会の設置などが加わり、条例のバージョンアップが図られた。運用にあたっては、第1条の「都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たす」という目的に照らして、市民にわかりやすくアクセスしやすいしくみをつくることが重要である。質問で述べてきた課題について取り組むことをあらためて求め、質問を終わる。